

長野工業高等専門学校ネーミングライツ事業選定委員会規則

制 定 令和7年11月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）ネーミングライツ事業規則第7条第2項の規定に基づき、ネーミングライツ事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 選定委員会は、本校がネーミングライツ事業を実施する場合、応募者の提案に対し、中立かつ公正な審査及び評価を行うものとする。

(審議)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 ネーミングライツパートナーの審査に関する事
- 二 命名する愛称の審査に関する事
- 三 命名権の付与期間及び期間延長の審査に関する事
- 四 その他ネーミングライツ事業に関する事項

(組織)

第4条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 副校長（学生主事）
- 三 副校長（事務部長）
- 四 キャンパスマネジメント委員会委員長
- 五 当該ネーミングライツの対象施設の管理運営を掌理する者
- 六 その他校長が必要と認める者

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、副校長（事務部長）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年11月27日 制定)

この規則は、令和7年11月27日から施行する。